

令和6年3月28日

(件名)

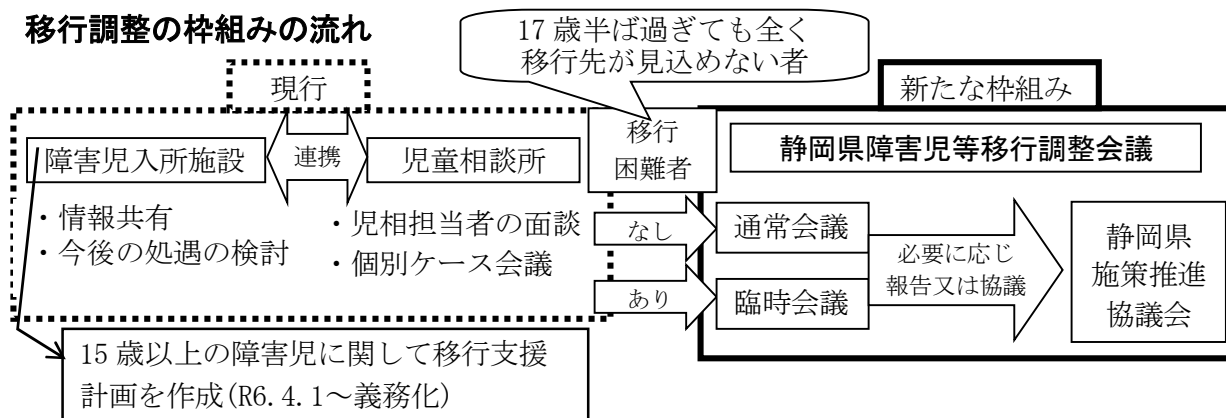
新たな移行調整の枠組みの構築について

(障害者支援局障害福祉課)

(要旨)

児童福祉法改正(令和6年4月施行)により、障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、市町村その他の関係者との「協議の場」の設置が義務づけられるため、静岡県における「協議の場」として、「静岡県障害児等移行調整会議」を設置する。

1 移行調整の枠組みの流れ



2 静岡県障害児等移行調整会議

種類	開催頻度	【機能】と検討事項	構成員
通常会議	毎年 1回以上	【意見交換と情報共有】 <ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上の移行対象者の現状 ・移行調整の進捗状況 ・グループホーム等の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・各児童相談所関係者 ・磐田学園関係者
臨時会議	随時	【個別ケースの検討・助言】 <ul style="list-style-type: none"> ・移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認 ・必要な移行先条件や支援内容の検討 ・支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ・特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)判断 【地域資源開発】 <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中期的な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映させていく 	該当ケースの児童相談所関係者及び援護の実施者である市町の福祉部局関係者のほか、次に掲げる者のうち、検討内容に応じて、障害福祉課長が招集する。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設関係者 ・障害者入所施設関係者 ・グループホーム関係者 ※ <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県知的障害者福祉協会関係者 ・静岡県手をつなぐ育成会関係者 ・静岡県自閉症協会関係者 ・特別支援学校関係者 ※知的障害者福祉協会により推薦